

京都市告示第52号

京都市森林文化交流センター条例第12条の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで、京都市森林文化交流センターの管理を次のとおり委託します。

平成16年4月1日

京都市長 榎 本 頼 兼

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲等
財団法人 花脊森林 文化財団	京都市 左京区 花 脊 八榎町 250 番 地	1 京都市森林文化交流センター（以下「センター」という。）の使用許可に関する事。 2 センターの使用料の徴収に関する事。 3 センターに使用者が特別の設備をしようとする事の許可に関する事。 4 京都市森林文化交流センター条例第11条の規定による原状回復の検査に関する事。 5 センターの施設、附属設備及びその他の物品の保守及び安全に関する事。 6 財団法人花脊森林文化財団が管理業務を執行するために必要とする物品の調達及び整備に関する事。 7 センターの利用状況の調査及び利用促進に関する事。 8 京都市森林文化交流センター条例施行規則に定める諸様式による用紙の作成及びその保管に関する事。 9 除雪に関する事。 10 その他センターの管理等に必要な業務

(産業観光局農林部林業振興課)